

## 社会福祉施設最低基準等状況調査書 (施設調書)等の作成上の注意事項

- 1 「社会福祉施設最低基準等状況調査書(施設調書)」の提出につきましては、理事長名による市町長宛ての文書(鑑文)を作成して、添付してください。**(押印は不要です。)**
- 2 施設調書等は、下記の提出物の内容・書類名により、それぞれの形体及び提出方法により、A4版各1部を提出してください。

### (1) 本市が所管する法人

No.	内容・書類名	提出方法	提出・記載内容に関しての注意事項
1	社会福祉施設最低基準等状況調査書(施設調書)	LoGoフォーム、電子メール又は郵送	
2	現況報告書		電子開示システムにより届出するため提出は不要です。
3	計算書類		電子開示システムにより届出するため提出は不要です。
4	附属明細書 (令和6年度分)		現況報告書等により届出するため提出は不要です。
5	財産目録		電子開示システムにより届出するため提出は不要です。
6	事業報告書	LoGoフォーム、電子メール又は郵送	令和6年度分
7	各施設の平面図及び施設付近の地図	LoGoフォーム、電子メール又は郵送	略図またはパンフレットで可(昨年度より変更がない場合は提出不要)

※電子開示システム・・・「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」のこと

### (2) 本市が所管する法人以外

No.	内容・書類名	提出方法	提出・記載内容に関しての注意事項
1	社会福祉施設最低基準等状況調査書(施設調書)	LoGoフォーム、電子メール又は郵送	
2	現況報告書	LoGoフォーム、電子メール又は郵送	「財務諸表等入力シート」の①現況報告書のシート部分を印刷してください。(入力シートの②折り畳み機能により空欄は省略のこと)
3	計算書類	LoGoフォーム、電子メール又は郵送	令和6年度分
-1	法人全体で作成 <small>（令和6年度分）</small>	借入金明細書	※該当事由がない場合は作成を省略することができる。
-2		寄附金収益明細書	
-3		補助金事業等収益明細書	
-4		事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	
-5		事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書	
-6		基本金明細書	
-7		国庫補助金等特別積立金明細書	

	-8	附属明細書 (令和6年度分) 拠点区分ごとに作成	基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書	LoGoフォーム、電子メール又は郵送	※該当事由がない場合は作成を省略することができる。
	-9		引当金明細書		
	-10		拠点区分資金収支明細書		
4	-11		拠点区分事業活動明細書		
	-12		積立金・積立資産明細書		
	-13		サービス区分間繰入金明細書		
	-14		サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書		
5			財産目録	LoGoフォーム、電子メール又は郵送	令和7年3月31日時点のもの
6			事業報告書	LoGoフォーム、電子メール又は郵送	令和6年度分
7			各施設の平面図及び施設付近の地図	LoGoフォーム、電子メール又は郵送	略図またはパンフレットで可（昨年度より変更がない場合は提出不要）

○ 鑑文及び社会福祉施設最低基準等状況調査書（施設調書）については、下記の広域福祉課のホームページからダウンロードしてください。

広域福祉課HP <a href="https://www.city.minoh.lg.jp/kouikifukusi/houzinntyousyo.html">https://www.city.minoh.lg.jp/kouikifukusi/houzinntyousyo.html</a>
---

## 「No.2 現況報告書」(財務諸表等入力シートの印刷方法)

- ① 現況報告書のシートを選択
  - ② 折り畳みボタンで空欄部分を折り畳む。

以上の作業の後、現況報告書のシート全体を印刷してください。

〔 參 考 〕

## ○ 老人福祉法

### (報告の徵収等)

第18条 都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
  - 3 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
  - 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。